同条第一項第二号中「第二十四条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第一項」と、同項第三号中「第二十五条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第一項」と、同項第四号中「第二十六条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十六条第一項」と、同項第五号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項」と、同項第六号中「不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）にあっては、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、第五十七条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十三条」と、第五十八条中「第三十八条」とあるのは「第五十七条において準用する法第三十八条」と読み替えるものとする。

（特例事業の開始に係る届出）

第七十三条　法第五十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十九号による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書及び法第五十八条第三項の規定による添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（特例事業開始届出書の添付書類の記載事項等）

第七十四条　法第五十八条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　役員及び令第十三条で定める使用人の略歴又は沿革

2　前項各号に掲げる事項を記載した書類の様式は、別記様式第二十号によるものとする。

（特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出）

第七十五条　法第五十八条第四項の規定による変更の届出は、別記様式第二十一号による変更届出書を提出して行うものとする。

2　法第五十八条第四項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第五十八条第二項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第五十八条第二項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第十三条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第十三条で定める使用人となる者に係る前条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

3　前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第九条の規定を準用する。

（特例事業に該当しなくなった場合の届出）

第七十六条　法第五十八条第八項の規定による届出は、別記様式第二十二号による特例事業に該当しなくなった場合の届出書を提出して行うものとする。

2　前項の規定により提出すべき特例事業に該当しなくなった場合の届出書の部数については、第十七条第二項の規定を準用する。

（身分証明書の様式）

第七十七条　法第五十八条第十項の規定により準用する法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十三号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（特例事業の開始に係る届出）

第二十八条の二　法第四十条の二第二項の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書及び法第四十条の二第三項の規定による添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（特例事業開始届出書の添付書類の記載事項等）

第二十八条の三　法第四十条の二第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　役員及び令第七条で定める使用人の略歴又は沿革

2　前項各号に掲げる事項を記載した書類の様式は、別記様式第十三号によるものとする。

（特例事業開始届出書の記載事項の変更の届出）

第二十八条の四　法第四十条の二第四項の規定による変更の届出は、別記様式第十四号による変更届出書を提出して行うものとする。

2　法第四十条の二第四項の規定により届出をしようとする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、前項の変更届出書に当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第四十条の二第二項第一号又は第四号に掲げる事項についての変更　変更後の登記事項証明書又はこれに代わる書面

二　法第四十条の二第二項第二号に掲げる事項についての変更（新たに役員又は令第七条で定める使用人となる者がある場合に限る。）　新たに役員又は令第七条で定める使用人となる者に係る前条第一項第二号に掲げる事項を記載した書面

3　前二項の規定により提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数については、第六条の規定を準用する。

（特例事業に該当しなくなった場合の届出）

第二十八条の五　法第四十条の二第七項の規定による届出は、別記様式第十五号による特例事業に該当しなくなった場合の届出書を提出して行うものとする。

2　前項の規定により提出すべき特例事業に該当しなくなった場合の届出書の部数については、第十三条第二項の規定を準用する。

（身分証明書の様式）

第二十八条の六　法第四十条の二第九項の規定により準用する法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十六号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。